

令和 8 年度 令和 8 年度障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業 追加Q&A集（R8.8ー）

メニュー		No.	質問事項	回答
共通	共通	1	交付申請様式の書き方が全体的によくわからない。	交付申請様式の一番左のシート「提出書類一覧」の様式作成順に則って、1シートずつ御作成ください。色付きのセルが手入力の必要なセルで、その他は自動計算となっております。 ※シートが多くて操作しづらい場合は、使用しないシートを非表示にして作業してください（シート名右クリック＋「非表示」を選択）。 申請の流れは次の通りです。 ①交付申請様式を作成 ②Logoフォームで交付申請様式及び添付書類を提出 ③郵送で交付申請様式（押印が必要な一部様式）、印鑑証明書を提出
		2	交付申請様式の提出書類一覧のうち、「別紙1－1」のシートが見つからない。	提出書類一覧に誤記載があり申し訳ございません。「別紙1－1」は存在しないため、提出不要です。 ※令和8年8月5日現在、障害者サービス情報に掲載している様式では、一覧より削除しております。
		3	交付申請様式の提出書類一覧のうち、「誓約書」の注意点に代表者印について記載されている。押印及び紙提出は必要か。	提出書類一覧に誤記載があり申し訳ございません。「誓約書」に押印箇所はないため、紙での提出は不要です。 ※令和8年8月5日現在、障害者サービス情報に掲載している様式では、当該記載を一覧より削除しております。
		4	1 法人より複数事業所の申請を行う場合、申請は事業所ごとに行う必要があるか。	事業所ごとに申請をお願いいたします。印鑑証明書の提出は1通で結構です。
		5	今年度新規に開設する事業所は申請可能か。	・申請日時点で指定されていない場合 申請不可 ・申請日時点で指定されている場合 申請自体は可能ですが、本事業は事業所新規開設時の補助を目的としていないため、事業計画及び実績報告において導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は補助の対象となりません。
		6	補助条件「あらかじめ複数の業者から見積書等を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定しなければならない。」について、やむを得ない事情で相見積りをとることが出来ない場合は申請可能か。	申請可能です。既に購入してしまった、メーカー専売品で相見積もりをとれない等やむを得ない事情で相見積りをとることが出来ない場合は、見積書又は領収書の写しの余白等にその理由を記載してください。 →No.16により削除
		7	過年度に申請したことがあるが、申請可能か。	申請可能です。過年度の交付内容や職員数と照らした上で審査し、交付決定いたします。
		8	昨年度に購入したものは補助対象か。	補助事業の実施期間外であるため、補助対象外です。
		9	実績報告の際に、購入した機器等の写真を提出する必要があるか。	実績報告の際には、購入した機器等の写真（全種類・全台）を提出する必要があるがございます、そのため、購入直後に機器の写真を撮影しておくことを推奨します。
		10	提出書類一覧に「見積書、納品書及び領収書の写し」とあるが、原本の提出でも良いか。	原本は提出しないでください。なお、納品書及び領収書の写しは実績報告時にも提出する必要があるがございます。
ロボット	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	11	交付要綱別記1の1(2)イ（イ）「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和3年度～）において採択された介護機器（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）」はどのように確認できるか。	下記リンク先から確認できます。 https://robotcare.jp/productivity/priority-areas/ また、「ロボット介護機器開発・標準化事業」及び「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボットについても確認サイトを掲載します。 「ロボット介護機器開発・導入促進事業」 https://www.amed.go.jp/koubo/02/01/0201C_00001.html 「ロボット介護機器開発・標準化事業」 ※現時点で製品化されているものではありません。 https://www.amed.go.jp/koubo/02/01/0201C_00090.html
デジタル（システム）	デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業	12	申請様式別紙1－2－3「デジタル事業計画書」及び別紙1－1－3②「ロボット＋デジタル事業計画書」の【申請に当たっての確認事項】の「都道府県等が行うICT導入に伴う研修会」とは何か。	東京都サービス情報に掲載している過年度の補助実績をご確認いただくことをもって、書面による研修会を受講されたものとみなしております。 URL: https://www.shougai Fukushima.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=105 （令和7年度実績はただいま準備作業中です。）
		13	ノートパソコンは申請可能か。	業務の一気通貫が実現できる福祉・介護業務支援システムをインストールの上、業務にのみ使用する等、要件をみたま場合は申請可能です。
		14	複数事業所で利用するソフトウェアを法人で一括契約する場合、申請可能か。	全体の事業費から対象経費でない経費（法人本部で使用する分、対象事業所でない分等）を除外し、各事業所ごとの経費を按分することでご申請いただけます。申請の際は、様式の備考欄又は別紙等で経費の考え方をお示しください。按分方法については、料金形態に応じ、申請者にてご判断願います。

メニュー		No.	質問事項	回答
		15	システムの利用料が従量課金制で、申請時点で全体の経費が不明の場合はどのように申請すれば良いか。	利用予定時間等をもとに見込額で申請してください。ただし、交付決定額が支払額の上限となりますので、見込額以上に経費が発生した場合は、変更交付申請にて超過分を含めた額で再度申請してください。
以下、令和 8 年10月 5 日追記				
共通	共通	16	補助条件「あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定しなければならない。」について、注意点を教えてほしい。	・業者の発行した見積書を添付してください。通販サイトの画面のスクショ等は原則不可です。また、ネット通販サイトでも見積書を取得することが可能です。 ・見積書を徴取せずに購入してしまった経費は対象外です。 ・1社のみで見積書しかない経費は対象外です。ただし、「メーカー等1社のみの特売品で相見積をとることができない」場合は、理由書（書式自由）を作成し添付してください。
		17	・複数年度申請について、補助上限まで2か年にわたって申請は可能か（導入費用2000万だが、補助上限1000万のため、2か年に分けて申請。）	可能です。ただし、法人の入札手続規則のために金額を都合よく分割するなどは控えてください。また、来年も同じ条件で補助事業があるとは限りませんので、その点もご注意ください。
ロボット ＋デジタル（システム）	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	18	交付要綱別記 1 の 1 （１）に「一体的にデジタル環境の整備を図る」とあるが、見守り支援機器と業務支援ソフトウェアは連動して動く必要があるか。	連動する必要はありません。 交付要綱別記 1 の 1 （１）イの（ア）（イ）（ウ）それぞれの要件を満たして導入すれば対象となります。 なお、一部機器等が既に導入されている場合は、その他の機器等を導入することにより要件を満たしたことになります。
ロボット	障害者支援施設等デジタル技術等活用支援事業	19	・有事の際に備えて、防犯機能付カメラ（交付要綱別記1の 1 （2）イ（ア）のロボット技術の3要件を満たす防犯機能を有するもの）を施設に導入したいが、搭載されている防犯機能が見守りに活かせるものでなくても申請できるか。	不可です。ロボット介護機器は交付要綱の目的要件で「④から⑧までの場面で介護従事者の負担軽減に効果がある」必要があり、かつ技術的要件で「ロボット技術を活用して従来機器で出来なかった優位性を発揮する」ものでなければなりません。防犯機能付カメラはどの目的要件にもあわず、かつ搭載された防犯機能は優位性を発揮する場面がないため、対象外となります。
		20	対象機器になるかの判定フローチャートを教えてほしい。	以下に格納されている「ロボット介護機器対象判定フローチャート」に沿って確認ください。 https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=109-003